

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見1	<p><b>幼児のむし歯予防推進事業の達成状況の改善について</b>                      幼児のむし歯予防推進事業は、保育施設等でのフッ化物洗口事業実施率100%に設定したが、実施率が50%台に留まり、計画達成状況はC評価となった。未実施施設に対して説明を行い、周知を図り、また未実施施設への対応について協議するため、検討会議等を頻繁に実施して、目標を達成していただきたい。</p>	健康づくり支援課	○			<p>保育施設等でのフッ化物洗口事業未実施施設に対して、保育施設を担当する園医(歯科医師)や歯科衛生士等から事業の効果などの説明を行いました。</p> <p>また、令和4年4月19日、川越市幼児のむし歯予防推進事業(フッ化物洗口事業)園医会議において、保育施設の園医(歯科医師)と歯科衛生士、本市担当職員が参加し、未実施施設への対応について協議いたしました。今後も、引き続き、園医(歯科医師)や歯科衛生士の協力のもと周知啓発と検討会を実施してまいります。</p>
意見2	<p><b>家庭的保育事業(保育ママ)及び居宅訪問型保育事業の周知方法の検討について</b>                      「家庭的保育事業(保育ママ)」及び「居宅訪問型保育事業」は、5年間実施無しで終わっている。しかし、第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の中では、これらの2事業に「小規模保育事業」及び「事業所内保育事業」を合わせ、4事業を「特定地域型保育事業」として一体的に捉えて目標事業量を設定している。家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業が不要事業とならないように、待機児童数も考慮して、2事業の周知方法の検討等を行っていただきたい。</p>	こども政策課	○			<p>出生率や待機児童の状況により、全体のバランスをみながら、今後とも引き続き各種の事業について一律不要事業とすることなく、認可の必要性について検討してまいります。今後認可していく方針と決定した際、認可申請者がいない事態を避けるため、これら事業の内容について市ホームページにて紹介を行っていく等、今後も継続し周知方法を検討してまいります。</p>
意見3	<p><b>「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」に対する周知方法の検討について</b>                      「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、①保育事業の新規参入法人への巡回支援と、②認定子ども園での特別支援教育・保育に係る一部補助の2つの事業で成り立っている。子ども・子育て支援法第59条に定める事業であるので、さらに新規事業者が円滑に事業を実施できるよう保育コンシェルジュの役割に期待するとともに、この支援について十分に認識されるよう周知方法を検討していく必要がある。</p>	保育課	○			<p>現在、保育コンシェルジュ業務の一環として実施している、新規参入施設等への巡回支援業務について、新規参入事業者がより一層活用できるよう、保育施設の認可担当部署と連携を図り、周知を徹底してまいります。</p> <p>また、認定子ども園における特別支援教育・保育に係る一部補助については、現在、対象となる園児がいないことから、事業は実施しておりません。今後、対象園児の入園状況については、注視してまいります。</p>

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見 4	<p><b>夜間保育事業の実施について</b>                      夜間保育事業は、夜間就労する保護者と児童に家庭生活を保障する重要な役割を担うと考えられる。一方で、夜間保育所の設置状況は、厚生労働省の調査結果によれば、都道府県、指定都市及び中核市全体で、公営で4箇所、民営で72箇所、計76箇所と、全国的に見ても少ないと考えられる。夜間保育施設が存在すれば利用できたかもしれない潜在的な需要者のニーズに対応するために、夜間保育事業に関して早期に市民のニーズ調査を実施し、ニーズを見極めたうえで、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて準備していただきたい。</p>	保育課	○			令和5年度に実施予定の市民向けアンケートにおいて夜間保育のニーズ調査を実施し、多様化する保育ニーズの把握に努めるとともに、事業の実施について検討してまいります。
意見 5	<p><b>病児保育事業について</b>                      病児保育事業については、目標事業量1,200人日に対して、5年平均で達成率が84%となっている。この事業は、子ども・子育て支援法第59条に定める事業であるので、より一層の周知活動の強化に努めてニーズを掘り起こしていただきたい。</p>	こども育成課	○			育児関係事業での周知チラシの配布や、市内保育所への「利用の手引き」の配布、子育て情報誌及び市ホームページにより周知を図りました。引き続き、各種媒体により、潜在的利用者への周知を行ってまいります。
意見 6	<p><b>ファミリー・サポート・センター事業について</b>                      ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業含む)については、目標事業量の引き上げのあった平成29年度から3年間の目標達成率は88%であった。この事業は、子ども・子育て支援法第59条に定める事業であるので、事業周知の徹底を図り会員数の増加につなげていただきたい。</p>	こども育成課	○			育児関係事業での周知チラシの配布や、子育て情報誌及び市ホームページにより周知を図りました。引き続き、各種媒体により、事業周知の徹底を図り、会員数の増加を図ってまいります。
意見 7	<p><b>オールマイティーチャーターの一律配置について</b>                      オールマイティーチャーター配置事業については、目標事業量は設定していないが、過去5年間で13校から16校の公立学校においてオールマイティーチャーターが配置されている。しかし、市内の公立小学校は32校、公立中学校は22校あり、この中の14校、16校では配置校数は少ないように思われる。現在、オールマイティーチャーターの配置は校長の要請(企画書)により行われており、要請した学校と要請しない学校との間に学校の教育環境に格差が生まれるのではないのかという疑問が残る。学校管理課でもオールマイティーチャーター一律配置を目指しているようであるので、一律配置を実現してもらいたい。</p>	学校管理課	○			各学校における様々な課題を解決するため、予算の範囲内で確保できる人員を、優先順位の高い学校から配置しました。今後も、全校一律配置を目指して進めてまいります。

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見 8	<p><b>地域人材活用事業については、地域人材の発掘等の努力も必要</b></p> <p>平成30年度は、一部の学校で地域人材活用事業の要請がなかったこともあり実施率が100%を下回る結果となった。その原因として、地域人材を活用した教育活動を実施できていない場合や教育活動に対して求める地域人材が不足している場合が考えられるということであった。地域人材の発掘等も考慮に入れ、学校に対して十分周知を行って目標を達成していただきたい。</p>	学校管理課	○			地域人材の発掘や確保につきましては、自治会やPTA、地元企業、大学などと連携した活動を行っている学校運営協議会により行うこととし、実施率向上に努めてまいります。
意見 9	<p><b>ふれあい親子支援事業については達成状況の判断を客観的に行うべき</b></p> <p>ふれあい親子支援事業は、評価aとなっているが、その判断は主観的なものであると考えられる。会の参加者に対し、内容を十分吟味したうえでアンケートを実施し、会の参加者のうち90%程度の方が、気持ちが楽になったとか、育児不安が少し解消された、というような肯定的な回答が得られればa評価、といったような、客観的な目標値による実績評価を行うことも検討すべきであると考えます。</p>	健康づくり支援課	○			参加者の育児不安の軽減や育児機能の向上の達成状況を客観的に行うため、令和4年4月から参加者に対してアンケート調査を実施しております。今後は、アンケート結果を踏まえて、実績評価を行ってまいります。
意見10	<p><b>ひとり親家庭等日常生活支援事業について周知方法等について十分検討すべき</b></p> <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭等の親が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う事業であり、セーフティーネットとして重要な役割を担っていると考えられる。しかし、5年間で利用実績は僅か1世帯だった。利用ニーズが無いのか、それとも制度を知らず利用機会を逃しているのかは不明であるが、周知方法に問題が無いのか、申請に障害が無いかなど、十分検討してみる必要はある。</p>	こども家庭課	○			支援を要するひとり親家庭等については、養育支援訪問事業を利用するケースが多いため、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用が少なかった面も考えております。周知方法等を含めた事業の見直しに取り組むとともに、児童福祉法等の改正によるこの事業への影響も考慮しながら、生活支援の充実につながる施策を実施してまいります。

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見11	<p><b>母子家庭等就業・自立支援センター事業の周知方法等の再検討を</b>                      母子家庭等就業・自立支援センター事業については、目標事業量を年間利用者数300人としているが、この5年間の就労相談人数を見ると相談人数が多い年度でも200人程度となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により講座が中止したのものもあるが、そもそも講座に参加する人数は少ないのが現状である。新型コロナウイルス感染症の影響で、自立できる環境が一層悪化していると考えられ、この事業の重要性は一層高まると考えられる。効果的な周知方法や容易な申請手続き等について十分検討して事業を実施していただきたい。</p>	こども家庭課	○			効果的な周知方法や、魅力ある講座の検討、資格取得を促進する各種給付金とのタイアップによる就労支援など、母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実に繋がるよう実施してまいります。
意見12	<p><b>インターネット等を使用したリモート子育てサポーター養成講座の実現を</b>                      子育てサポーター養成講座について、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1事業中止となった。令和2年度以降の方向性として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定している全ての講座の実施は難しい状況であるということであったが、リモート講座も含め実施の工夫を考えることも必要である。</p>	中央公民館	○			養成講座は、知識を得ることだけでなく、実際に体験したり、人と人とのつながりを作ったりすることも大切にしているため、対面での実施を重視しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での実施が難しくなった場合に備え、リモートで開催する準備を実施しました。
意見13	<p><b>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実績について</b>                      多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業について令和2年度は本事業の対象となる新規事業者等がなかったため、実施に至らなかった。子ども・子育て支援事業計画に事業名として掲げている以上は、事業の成果を上げる工夫をもっと検討するべきである。                      (なお、【意見3】参照。)</p>	こども政策課	○			認可保育事業者の公募や、こども園への移行を希望する事業者の相談等に際しては、多様な主体が本制度に参入することを促進するための環境づくりを進めてまいります。
意見14	<p><b>休日・夜間保育事業の実施について</b>                      休日保育事業については1園の実施施設があり、夜間保育事業については実施施設がなかった。多様化する保育ニーズに対応するためには、休日保育や夜間保育体制を整える必要があり、市としても積極的に関わっていくべきである。                      (なお、【意見4】参照。)</p>	こども政策課	○			夜間保育のニーズ調査結果を踏まえ、事業者がより参加しやすいよう、市ホームページ等で制度や川越市の状況について紹介してまいります。

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見15	<p><b>公募型プロポーザルの募集について</b>                      第2期川越市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託の業者選定にあたっては、公募型プロポーザルにより募集したが、参加者は1者のみであった。公募型プロポーザルは市があらかじめ仕様を確定することが難しい業務について、複数の業者からの企画提案を競わせて決めることにより、市にとって最も有利な業者を選定することを目的として実施するものである。よって、複数の業者が参加するようにより一層の働きかけをしていくことが望ましいと思われる。</p>	こども政策課	○			公募型プロポーザルによる業者選定にあたっては、参加者が1者に留まった理由を分析した上で、複数の業者が参加しやすい実施要領の設定に努めてまいります。 なお、川越市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託については令和6年度の実施を予定しております。
意見16	<p><b>ファミリー・サポート・センター事業に係る業務委託料の積算に際し、積算項目の名称を明瞭にすべき</b>                      ファミリー・サポート・センター事業に係る業務委託料の積算に際し、川越市社会福祉協議会から提出された積算資料は、人件費支出、事業費支出、事務費支出に拠点区分間繰入金支出を加えた金額となっていた。拠点区分間繰入金は拠点区分間での資金のやり取りが行われたときに使用する科目であり、事業に関連する経費なのかわかりにくい。そのため、こうした科目を積算項目とするよりは、具体的な名称で委託金額の積算を行う方が望ましい。</p>	こども育成課	○			令和4年度の業務委託料の積算に際し、積算項目を具体的な名称に改めております。
意見17	<p><b>ファミリー・サポート・センター事業の契約に係る定期的な確認について</b>                      ファミリー・サポート・センター事業の川越市社会福祉協議会への業務委託は平成14年度から続いており、過去5年分の随意契約の理由を見てもほぼ同じ理由となっている。川越市には川越市社会福祉協議会のほかにも社会福祉法人は存在することから、事業の実施主体になりうるのは川越市社会福祉協議会だけとは限らない。業務の性質上、随意契約になるのは問題ないと思われるが、同じ相手と長期に契約が続く場合、数年に一度程度は業務委託先が他にもないかについて検討を行うことが望ましい。</p>	こども育成課	○			他市における同事業の委託先・委託状況の調査を行いながら、委託先の検証を行ってまいります。

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見18	<p><b>緊急サポートセンター事業の契約に係る定期的な確認について</b>                      緊急サポートセンター事業のAMへの業務委託は平成26年度から続いており、過去5年分の随意契約の理由を見てもほぼ同じ理由となっている。業務の性質上、随意契約になるのは問題ないと思われるが、同じ相手と長期間にわたって契約が続く場合、適切な事業運営を行うことができる法人がAM以外にないのかについて、数年に一度程度は検討を行うことが望ましい。</p>	こども育成課	○			他市における同事業の委託先・委託状況の調査を行いながら、委託先の検証を行ってまいります。
意見19	<p><b>病児・病後児保育事業に従事する職員に対して研修の受講機会の確保に努めるべき</b>                      国の病児保育事業実施要綱では、病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。しかし、当該研修の受講実績がないとのことであったので、病児・病後児保育事業従事者向けの他の研修の受講について案内をする等、様々な方法により従事者の資質向上に努めるべきである。</p>	こども育成課	○			病児保育事業の従事者が受講可能な研修について、各事業者に対し情報提供を行いました。今後も、各種研修の開催について情報提供を行うとともに受講を促し、従事者の資質向上を図ってまいります。
意見20	<p><b>民間放課後児童クラブの周知に努めるべき</b>                      ASの19時以降の実質的な利用は1日1人程度となっている。川越市において21時まで開設している学童保育室・民間放課後児童クラブはASのみであり、補助金も投入されていることを考えると、より多くの方に知っていただくように他の民間放課後児童クラブと併せて周知を行うことが望ましい。</p>	こども育成課	○			市ホームページや令和4年6月に発行した子育て情報誌を活用し事業周知を図りました。今後も、実施主体が事業者であることを踏まえながら、より効果的な周知方法について検討してまいります。

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見21	<p><b>地域子育て支援拠点の利用人数の分析を行い、周知等に努めるべき</b></p> <p>地域子育て支援拠点に対する委託料は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいて積算しており、開設日数、職員数及び雇用形態により算定されている。しかし、同一の開設日数、職員状況であるにもかかわらず、利用人数にはばらつきが大きく、委託料が同一であることを考えると、公平性に欠けているように思われる。利用人数の差はかなり大きいと考えられるため、なぜこれほど差が大きくなっているのかを分析し、地域子育て支援拠点が有効に活用されるように周知等に努めるべきである。</p>	こども育成課	○			令和4年度の業務委託に関し、職員の雇用形態や人数に関する見直しを行いました。利用人数に関しては、地域性によるところが大きいと考えますが、引き続き分析を行い利用人数が増加するよう様々な媒体で周知を行ってまいります。
意見22	<p><b>修繕が勧められている遊具については早急に修繕による対応をしていくべき</b></p> <p>遊具・設備等保守点検の結果、修繕計画の策定を勧めるものに分類されているものが167件あった。これについては、予算の範囲内で優先的に修繕を行っていくものと位置付けており、計画的に対応している、とのことであった。基本的に児童が使用するものであることを考えると、事故を未然に防ぐためにも、早急に修繕による対応をしていくべきである。</p>	こども育成課	○			当該遊具については、保守点検結果についてより精査を行い、優先度の高いものから、効率的に、必要な修繕を行ってまいります。
意見23	<p><b>遊具の修繕は、少額の案件をまとめて発注し効率を上げることを検討すべき</b></p> <p>遊具の修繕の発注は、まとめて行われているものもあるが、少額のものが多い存在している。修繕が必要とされている遊具の数も多いことから、修繕を早急に完了する必要性を考えると、ある程度まとめて発注することで効率を上げ、同じ予算であっても修繕することのできる遊具を増やす方法を検討することが望ましい。</p>	こども育成課	○			同種の遊具等や同地区内の児童遊園の遊具等の修繕をまとめて発注することで、効率的に修繕を行ってまいります。

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見24	<p><b>児童センターこどもの城のプラネタリウム利用者の増加に努めるべき</b>                      プラネタリウムは、維持費の大部分が実質的に固定費となっており、観覧者がいてもいなくても発生するものである。そのため、周辺の小学校にプラネタリウムの広報を行う、子どもだけでなく大人も楽しめるようなイベントを企画し利用者を増加させるなど、なるべく遊休状態を少なくするような対策をすべきである。</p>	こども育成課	○			新型コロナウイルス感染症対策として、プラネタリウムの入場者数を制限しているため、現在イベント等を開催しておりませんが、入場制限緩和後は受託者と協議しイベント等の開催を検討してまいります。 また、効果的な周知方法についても検討してまいります。
意見25	<p><b>児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館の業務委託の趣旨を検討すべき</b>                      児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館の運営管理業務については、公益財団法人川越市施設管理公社への委託が平成22年度から続いており、過去5年分の随意契約の理由を見てもほぼ同じ理由となっている。児童館の運営管理業務を委託できるところが川越市施設管理公社の1者のみなのか等を数年に一度程度は検討すべきである。</p>	こども育成課	○			他市における同施設の委託先・委託状況の調査を行いながら、委託先の検証を行ってまいります。
意見26	<p><b>公募型プロポーザル方式による業者選考の際に財務安定性の評価を行うべき</b>                      審査委員が採点を行うために使用した「公募型プロポーザル配点・評価表」には財務安定性に関する評価項目が見られない。また、本件実施要領において応募者の決算書は提出書類とされていない。委託業者が安定的な業務遂行を行うためには、委託業者の財務安定性も重要な判断要素の一つにすべきと考える。公募型プロポーザルへの参加申込みにあたっての提出書類に直近の決算書を含めるとともに、評価項目に財務安定性を加えることが望ましいと考える。</p>	こども家庭課	○			令和4年度公募型プロポーザルへの参加申込みにあたっては、令和3・4年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていることを参加資格とし、応募者の決算書等で財務状況を確認しました。



## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見27	<p><b>母子父子寡婦福祉資金貸付の延滞債権に係る手続について</b> 福祉目的での貸付事業であるため、民間企業等が営利目的で行っている貸付とは性質を異にしている。そのため、貸与奨学金や一般的な民間企業等の行う貸付事業よりも滞納割合が高い傾向にある現況について一定の理解はできる。しかし、回収資金を別の新たな貸付に充当していること等から回収事務は当然のことながら適切に執行する必要がある。過去において不納欠損処理を行った債権は無いとのことであるが、明らかに回収不能な状況と認められた場合には、回収事務負担を考慮して不納欠損処理の検討を行うことが有用と考える。</p>	こども家庭課	○			<p>収納対策課とも連携の上、回収可能な債権については適切な方法で回収を進めるとともに、回収不可能と認められる債権については、不納欠損処理も視野に事務を進めてまいります。</p>
意見28	<p><b>補助金交付申請受付時の確認手続きを十分に行うべき</b> BA保育園の補助金のうち、保育士安定雇用人件費補助金は、交付申請時の補助金交付決定額と実績報告による補助金確定額との差額が60万円を超える超過となり返還となった。その理由は、9月提出の申請書では、入所率65%以上80%未満の月が12か月と記載しているが、実績報告書では、5月、6月及び7月の3か月以外は入所率が80%以上であったので、3か月分を超過する金額が返還された、というものである。実際には3か月のみ該当するのに、申請時に12か月で申請することの妥当性は無い。申請時に十分確認を行っていただきたい。また、このような場合には保育所に対して適正な申請事務を行うよう十分指導すべきである。</p>	保育課	○			<p>令和4年度の交付申請受付時より、確認を徹底し、申請時点で判明している内容において申請するよう指導いたします。</p>
意見29	<p><b>支出命令に係る事務手続きは迅速に行うべき</b> 南古谷保育園新築工事設計業務委託については、平成30年10月31日に委託業務検査報告が提出され、川越市として同日、検査完了を確認した(合格通知)が、支出命令書は平成31年2月18日に作成され、2月22日に決裁されており、支払いが平成31年3月1日に行われている。委託先の請求書の発行日が2月18日となっており、請求書の発行が遅れたため、支出命令書の手続きも遅れたものと推察される。検査終了後、遅滞なく請求書の受領が行われ、支出命令書の手続きが実施されるように、委託先に対して請求書の発行事務が遅延しないよう十分指導していただきたい。</p>	こども政策課	○			<p>支出に関連した業務については随時システム上で進捗状況の確認を行うことを改めて課内に周知いたしました。発注先に起因する業務の遅延についても、必要に応じ催促、指導を行い、事務手続き全体の遅延がおこらないよう、対応を行ってまいります。</p>

## 令和3年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和5年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見30	<p><b>古谷保育園の建替えの検討も必要</b></p> <p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表一」によれば、住宅・学校・寄宿舎等で木造建築の耐用年数は22年となっている。この省令は、あくまで減価償却の際に使用する耐用年数を定めており、資産の経済的耐用年数を示したものではないが、参考にはなる。この耐用年数からすると、木造建築の古谷保育園は建物の経過年数が52年となっており、耐用年数から30年も経過していることになり、また木造建築ということで、特約が適用できず実損割合100%の建物総合損害共済に加入し、分担額がその分高額となっていることから、建替えの検討も必要と考えられる。</p>	こども政策課	○			<p>「川越市公立保育所のあり方」(令和4年2月策定)の方向性に基づき、古谷保育園と古谷第二保育園を統合して整備することとして、方針を決定いたしました。今後は基本計画の策定など、具体的な検討に着手してまいります。</p>
意見31	<p><b>川越市児童発達支援センターの給食用物資の納入業者の業者選定ルールについて</b></p> <p>川越市児童発達支援センターの給食用物資の納入業者の業者選定ルールを尋ねたところ「川越市立保育園給食用物資納入要綱」を用いているとのことであった。当センターの前身であるあけぼの・ひかり児童園の所属が平成30年度まで保育課であったため、保育園と同じ要綱を用いており、現在も同要綱に準じて納入業者を選定しているとのことであった。しかし、児童発達支援センターと保育園(保育所)は児童福祉法において別の機能・目的を有する児童福祉施設であるから、別の要綱を設けるなど適切な対応をすべきと考える。</p>	療育支援課	○			<p>川越市児童発達支援センターの給食用物資の納入業者の業者選定ルールにつきまして、令和4年3月8日、「川越市児童発達支援センター給食用物資納入要綱」を定め、同日施行いたしました。</p>